

令和2年1月29日

茨木市議会議長 下 野 巖 様

茨木市議会基本条例検証会議

座 長 河 本 光 宏

副座長 岩 本 守

畑 中 剛

福 丸 孝 之

青 木 順 子

友 次 通 憲

茨木市議会基本条例の検証結果について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営」に基づき設置された茨木市議会基本条例検証会議において、茨木市議会基本条例の検証を行ったため、下記のとおり検証結果を報告する。

記

1. 茨木市議会基本条例検証結果報告書 [別紙1]
2. 報告書作成に至る協議経過 [別紙2]
3. 今後の措置について [別紙3]
4. 茨木市議会基本条例の「改正が必要」と判定した条文への意見 [別紙4]

以上

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文		取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
			(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第 1 章 総 則					
第 1 条	目的	この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	第 1 条は、議会基本条例の目的を定めるものであり、取組実績は第 2 条以降に示す。	第 1 条は、議会基本条例の目的を定めるものであり、運用の検証は、第 2 条以降に示す。 ☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	
第 2 章 議会の活動原則					
第 2 条	議会の活動 原則	議会は、市民の代表機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 公正性及び透明性を重んじ、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の意見を的確に把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。 (3) 分かりやすい視点と方法で議会運営に努めること。 (4) 活発な議員間討議を経ることにより、政策立案及び政策提言の強化に努めること。 (5) 意思決定機関として、議決責任を深く認識すること。 (6) 市政運営が適正に行われているかを監視及び評価すること。	【(1)開かれた議会を目指す】 ○市議会インターネット中継を開始（平成25年 3 月定例会から） ライブ中継 録画配信 平成25年 18,167件 32,369件 平成26年 7,770件 32,925件 平成27年 7,723件 32,946件 平成28年 10,001件 44,174件 平成29年 14,073件 20,015件 平成30年 13,752件 21,643件 【(2)市民参加の機会の拡充】 ○龍谷大学（平成22月 2 月 3 日）、立命館大学（平成28月 6 月 2 日）、追手門学院大学（平成31年 1 月30日）との連携協定に基づき、インターン生の受け入れ、議員の講師派遣、大学院生とのワークショップ、議員研修会等を実施 【(3) 分かりやすい視点と方法で議会運営に努める】 ○一般会計補正予算質疑における特別会計、企業会計に係る発言の取り扱いを変更（平成29年12月定例会から実施。特別会計等の補正予算の議案が上程されない定例会において、特別会計に係る発言の機会を確保するため、一般会計補正予算質疑の中で、その特別会計等の内容について発言できるように変更した。）	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要 ○開かれた議会を目指すための市民参加の機会をどのようにつくっていくか、さらに検討が必要である。 ○大学等の連携や協働が、さらに具体的に見えるように努める必要がある。 ○議員発の政策提言や条例の制定に努める必要がある。 ○議会改革検討体制を常態化させ、継続した取り組みが必要である。

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			○投票による表決のうち、無記名投票の取り扱いを変更するため、会議規則の一部を改正（平成29年9月27日議決。投票による表決において、記名又は無記名の投票で表決をとること、さらに、同時に記名、無記名投票の要求があった場合、無記名投票により投票方法を決定することとしていたが、原則、記名投票で表決をとる規定に改正） 【(4) 政策立案及び政策提言の強化に努める】 ○議員発議案提出 平成25年1月から平成31年末に提出された決議・意見書、委員会設置条例等 合計127件 ○平成27年9月28日、民生常任委員会が政策を提言「高齢者施策に関する提言書」			
第3章 議員の活動原則						
第3条	議員の活動原則	議員は、市民の代表者として倫理性と責任を自覚し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を通じて合意形成に努めること。 (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 市民の意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。 (4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。	【(4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努める】 ○委員会等の自主勉強会を開催（救急医療体制、まち魅力発信等） ○改選後の新人議員に対する議会運営等に関する研修を実施 ○政務活動費を活用した調査・研修等の報告書を市議会HP、情報ルームで公開	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正する必要があるか	
第4条	会派	議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。	【会派の結成】 ○平成31年3月末現在の会派の数：5会派 (自由民主党・絆、公明党、大阪維新の会、いばらき未来の会、日本共産党) 【会派は、政策立案、政策提言等に関して調整】 会派は、政策に関わる調査、国への意見書の調整など、立案や提言に多岐にわたって合意形成に努めた。	■ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	
第4章 市民と議会の関係						
第5条	市民に対する説明責任	議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。 2 前項の責任を果たすため、議会報告会を開催するものとする。	【議会報告会を開催】 ○平成25年度から議会報告会を開催 〔第1回〕平成25年11月13日、参加者88人 (主担当：議会改革推進委員会) ・積極的意見「資料がコンパクトでわかりやすくまとめられていた」ほか23件 ・消極的意見「答弁に物足りなさを感じる」ほか4件 ・要望「若者も参加しやすいやり方で開催してほしい」ほか17件 〔第2回〕平成26年11月11日、参加者35人 (主担当：広報委員会) ・積極的意見「市民との意思疎通をはかる取り組みの一環として評価できる」ほか10件 ・消極的意見「報告の仕方に工夫が必要」ほか10件 ・要望「定例会の報告を手短かにして質疑応答の時間を長く取ってほしい」ほか7件 〔第3回〕平成27年11月10日、参加者39人 (主担当：議会改革推進委員会) ・積極的意見「各委員会で少しずつ発表内容に工夫があつてよかった」ほか7件 ・消極的意見「質疑応答を本日の報告の内容に関するものに限るのはいかなものか」ほか8件 ・要望「平日の夜だけでなく週末にも開催してほしい」ほか24件	□ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	□ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 ■ 3 改正が必要	○議会報告会のあり方について、さらに検討が必要である。

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			〔第4回〕街頭ふれあい型アンケートを実施 平成30年11月から12月に5カ所で6回実施。合計238件。 街頭ふれあい型アンケートについて、立命館大学政策科学部 佐藤 満教授から質問文設計と結果の分析について助言を受ける（平成30年10月5日、平成31年1月23日） ＜市議会への関心程度＞ 「大いに関心がある」、「まあまあ関心がある」が約70%を占めており、市議会に一定の関心をお持ちいただいていることが伺える。一方、「まったく関心がない」との回答は4%である。 ＜市議会だより＞ 市の広報誌に年5回合冊で発行している市議会だよりを「毎回読む」が37%、「時々読む」が38%、計75%の方に市議会だよりを読んでいただいております、議会広報ツールとしての重要性を伺える回答となった。 ＜市議会HP、ネット中継＞ 「定期的に見る」が0.3%、「時々見る」が11%、「あまり見ない」が18%、計29%の方に市議会HP、ネット中継を見ていただいております、「見たことがない」が51%、「存在を知らない」が16%、計67%を占めた。 ＜議会に期待する役割＞ 「強く期待する」、「少し期待する」の合計では、「市民意見の市政への反映」が73%と一番多く、次いで「市政の監視・チェック」が71%、「市政への政策提言」が66%となっている。また、全ての項目において「強く期待する」、「少し期待する」が60%以上を占めており、議員、議会へ期待をいただいていることが示された。			

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文	取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
		(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
第6条 議会広報の 充実	議会は、多様な広報手段を活用することにより、分かりやすい周知を行い、より多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。 ○年5回、市議会だよりを発行 ○施政方針説明時の手話通訳を実施（平成28年6月定例会から） ○政務活動費の収支報告書等を市議会HPで公開（平成29年6月から） ○平成29年7月10日、市制施行70周年議会記念誌編さん委員会を設置し、平成30年11月に記念誌を13万5,000部発行し、全戸配布を実施 ○前期議会で設置されていた議会改革推進委員会のページを、市議会HPに掲載（平成25年度から平成30年度まで）	□1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □3 適切に運用しておらず、改善が必要	■1 改正の必要はない □2 さらなる検討が必要 □3 改正が必要	○わかりやすい周知のための工夫がさらに必要である。
第5章 市長等と議会の関係				
第7条 市長等との 関係	議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張と話（わ）のある関係を構築するものとする。 ○市長等との意見交換会を実施 ○議員総会を開催 ○茨木市総合戦略に係る説明会を開催 ○市民会館跡地エリア活用基本構想案説明会を開催	■1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む □2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □3 適切に運用しておらず、改善が必要	■1 改正の必要はない □2 さらなる検討が必要 □3 改正が必要	
第8条 確認機会の 付与	議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、審議又は審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその補助職員に対し、議員及び委員の発言趣旨に対する確認の機会を付与することができる。 ○確認機会の付与（これまで答弁者からは質問することができなかったが、市長及びその補助職員から、議員及び委員に対して、発言の趣旨を確認する機会の付与を申し出ることができるよう定めた。） ・平成25年3月18日、民生常任委員会 こども政策課長 （内容）保育所、学童保育についての質問に対する趣旨の確認がなされた。 ・平成28年3月7日、本会議 市長 （内容）議員からの質疑に対して市長から人民裁判に当たると感じるが、議員はどのように思っているのかの確認がなされた。 ・平成28年9月6日、本会議 市長 （内容）質疑が速く、多岐にわたるので整理して再度質疑をして欲しいとの要望がなされた。 ・平成30年9月28日、本会議 議員（議員発議案提出者） （内容）議会運営に対して反対しているのかどうかの確認を行った。	■1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む □2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □3 適切に運用しておらず、改善が必要	■1 改正の必要はない □2 さらなる検討が必要 □3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正する必要があるか	
第9条	一問一答方式	議会の会議における質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	○一問一答方式（平成25年3月定例会から実施。これまでの質疑の方法であった一括方式においては、複数の内容を質疑する場合に内容が多岐にわたるため、傍聴者にわかりづらい面があった。一問一答方式によって、1つのテーマごとに質疑と答弁が繰り返されるために論点が理解しやすくなった。なお、一問一答方式の選択に際し、これまで通りの一括方式や両方の複合方式も選択できる。）	☒ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☐ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	
第10条	議会への情報提供	議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等について、必要があると認めるときは、説明を求めるものとする。	○各常任委員会の所管事項に関し、説明を求めた。	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	○説明を求めたことが、記録として残されるようにする。
第6章 議会運営						
第11条	議長の責務	議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。	○新たな取り決めは、先例集に記載し、共通認識を図り、議会運営を行ってきた。	☒ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☐ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
第12条	議員間討議	議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。	○平成26年6月から常任委員会ごとに次のテーマで年1回実施。 〔民生常任委員会〕 平成26年度 日野市のがん対策及びがん対策推進基本条例について 平成27年度 高齢者施策全般について 平成28年度 地域包括ケアシステムについて 平成29年度 医療体制の充実について 平成30年度 災害時の医療体制について 〔建設常任委員会〕 平成26年度 延岡駅周辺整備基本構想策定について 平成27年度 自転車利用計画について 平成28年度 歩いて暮らせるまちづくりについて 平成29年度 水と緑の形成事業について 平成30年度 災害に負けないまちづくりについて 〔文教常任委員会〕 平成26年度 文化施策全般について 平成27年度 スポーツ推進計画について 平成28年度 長野市の長野芸術館について 平成29年度 歴史文化遺産の保存・活用及び価値の発信等の取り組みについて 平成30年度 納骨堂に関すること、文教常任委員会所管の災害対策に関連することについて 〔総務常任委員会〕 平成26年度 防災の取り組みについて 平成27年度 シティプロモーションについて 平成28年度 バイスタンダーフォローアップについて 平成29年度 公共施設再配置推進事業の取り組みについて 平成30年度 防災、危機管理の体制について	□ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	○議員間討議のさらなる見直しが必要である。

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文		取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題	
			(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正する必要があるか		
第13条	常任委員会の活動	常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。 3 委員長は、公正で効率的な委員会運営に努めるものとする。	【閉会中も所管事務調査の積極的な活用】 ○常任委員会ごとにテーマを設定し、行政視察調査を年1回実施。 〔民生常任委員会〕 平成25年度 ・グランチャ東雲（児童・高齢者総合施設）について（東京都江東区） ・こども発達センターについて（東京都杉並区） 平成26年度 ・がん対策について（東京都日野市） ・生活保護受給者への自立支援の取り組みについて（神奈川県相模原市） 平成27年度 ・子育て支援総合コーディネーターについて（佐賀県鳥栖市） ・おたっしや見守りネット（佐賀市高齢者見守りネットワーク）について（佐賀県佐賀市） 平成28年度 ・子ども・若者支援の取り組みについて（千葉県千葉市） ・地域包括ケアシステムについて（千葉県船橋市） 平成29年度 ・子どもの貧困対策について（東京都足立区） ・医療体制強化事業について（茨城県土浦市） 平成30年度 ・子ども家庭支援センターについて（東京都台東区） ・健康維持・増進の取り組みについて（千葉県市川市）	□ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要	○常任委員会の機能が十分に発揮されるように取り組む必要がある。

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			〔建設常任委員会〕 平成25年度 ・高岡駅周辺整備事業について（富山県高岡市） ・中心市街地活性化基本計画について（富山県富山市） 平成26年度 ・延岡駅周辺整備基本構想策定について（宮崎県延岡市） ・中心市街地空き店舗対策事業について（宮崎県日向市） 平成27年度 ・インターチェンジ周辺のまちづくりに ついて（静岡県島田市） ・自転車利用計画について （静岡県島田市） 平成28年度 ・伊予市まちづくり計画（地域活性化構 想）について（愛媛県伊予市） ・みんなで歩いて暮らせるまちづくり事 業について（愛媛県松山市） 平成29年度 ・大宮駅東口の再開発（大宮東口プロジ ェクト）について （埼玉県さいたま市） ・水と緑のネットワーク形成プロジェク トについて（埼玉県戸田市） 平成30年度 ・空き家バンク事業について （福岡県筑後市） ・桜町・花畑地区の一体的なまちづくり について（熊本県熊本市） 〔文教常任委員会〕 平成25年度 ・広島市立図書館について （広島県広島市） ・現代美術センターC C A 北九州市につ いて（福岡県北九州市） 平成26年度 ・町田市スポーツ推進計画について （東京都町田市） ・小金井市芸術文化振興条例に係る各施 策について（東京都小金井市）			

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			平成27年度 ・協働のまちづくりについて (富山県射水市) ・スポーツ推進計画について (富山県富山市) 平成28年度 ・長野市民会館(市民芸術館)建設事業について (長野県長野市) ・文化財の保存と活用の取り組みについて (長野県松本市) 平成29年度 ・スポーツ合宿誘致の取り組みについて (佐賀県鹿島市) ・歴史文化遺産の保存・活用及び価値の発信等の取り組みについて (長崎県長崎市) 平成30年度 ・島田市納骨堂について (静岡県島田市) ・地域未来塾ステップについて、トヨッキースクールについて (愛知県豊橋市) 〔総務常任委員会〕 平成25年度 ・地域防災計画とぼうさいの丘公園について (神奈川県厚木市) ・荒川区職員ビジネスカレッジの取り組みについて (東京都荒川区) 平成26年度 ・北九州地区電子自治体推進協議会について (福岡県北九州市) ・防災対策の取り組みについて (福岡県久留米市) 平成27年度 ・防災対策の取り組みについて (愛知県田原市) ・シティプロモーション活動について (愛知県岡崎市) 平成28年度 ・市職員の採用及び育成の取り組みについて (岡山県玉野市) ・北消防署の整備及びバイスタンダーフォローアップの取り組みについて (岡山県岡山市) 平成29年度 ・公共施設再配置推進事業の取り組みについて (神奈川県秦野市)			

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			・ コーチングプログラムの取り組みについて（神奈川県小田原市） - 平成30年度 ・ ふるさと納税の取り組みについて（静岡県焼津市） ・ 防災の取り組みについて（静岡県掛川市） 【政策立案及び政策提言を行うよう努める】 ○政策立案・提言の取り扱いを申し合わせ（平成27年1月29日。政策立案として条例提案を実施する場合、また、市長へ政策提言を実施する場合において、議会、委員会、幹事長会、会派、議員ごとの取り扱い方法を確認した。） 【公正で効率的な委員会運営に努める】 ○附帯決議の取り扱いを申し合わせ（平成28年1月28日。審議の対象である案件の議決に対して、附帯決議を行う場合の取り扱いに関し、委員会において実施する場合及び本会議において実施する場合の取り決めを行った。）			
第14条	議案等の調査及び研究	議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。		☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	○学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用できるよう検討する必要がある。

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文		取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
			(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
第 7 章 議会の体制整備					
第15条	議員研修の 充実	議会は、議員の政策立案及び政策 提言能力の向上を図るため、研修を 実施し、その充実に努めるものとす る。	○議会全体での研修を次のとおり開催した 平成25年度 ・「地方議会改革の動向と今後の地方議会 のあり方」(8月27日) 平成26年度 ・「二元代表制における地方議会のあり 方」(8月20日) 平成27年度 ・「市民自治を支える市議会その意義と 課題」(8月21日) 平成28年度 ・茨木市議会と立命館大学との連携事業 (ワークショップ)(11月10日) 平成29年度 ・「議会報告会の現状や課題・手法等につ いて」(6月22日) ・「政治倫理条例策定に向けて」 (7月28日) 平成30年度 ・「自治体監査制度の充実に向けて～監査 強化のための議会の役割について～」 (5月7日) ・「建築デザインが果たす、まちづくりへ の可能性～みんなで、次なる茨木をつく ろう～」(8月16日)	■ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文	取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
		(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正する必要があるか	
第16条 議会図書室の充実	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。 ○議会図書室を適正に管理し、運営（図書室の管理、運営は事務局において実施） ○図書、資料等の充実に努める（購入図書は次のとおり。選書については、法律の改正、市政に係る情勢に応じて購入。新たに図書室に設置した図書、資料等については、議会事務局掲示板で紹介し、情報を共有。） 平成25年度購入 ・地方議員ハンドブック ・Q & A 議会運営ハンドブック ・新版 自治体職員が知っておきたい危機管理術 ・自治体議会学 議会改革の実践手法 ・議会人が知っておきたい財務の知識 ・公務員のためのクレーム対応マニュアル 実践編 ・レイアウト・デザインのアイデア1000 ・ロゴデザインのアイデア1000 ・新版標準用字用例辞典 ・市町村議会広報クリニック 上巻 ・市町村議会広報クリニック 下巻 ・六法全書 平成26年版 ・国会便覧（134版） 平成26年2月新版 ・新版標準用字用例辞典 ・議会改革白書2013年版 ・国会便覧（133版） 平成25年8月新版 ・新版あいさつスピーチ全集 ・デジカメ写真の構図が上手くなる見本帳	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	○図書の管理、運営の方法をさらに検討する必要があると考える。

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			平成26年度購入 ・六法全書平成27年版 ・国会便覧(137版) 平成27年2月新版 ・選挙関係実例判例集 第十六次改訂版 ・国会便覧(136版) 平成26年10月臨時版 ・国会便覧(135版) 平成26年8月新版 平成27年度購入 ・農林水産六法 平成28年版 ・六法全書 平成28年版 ・自治六法 平成28年版 ・環境六法 平成28年版 ・社会福祉六法 平成28年版 ・児童福祉六法 平成28年版 ・政務活動費違反判例集 ・地方議会の政務活動費 ・全国市町村要覧(平成27年版) ・国会便覧(138版) 平成27年8月新版 ・逐条地方自治法 第8次改訂版 ・議会人が知っておきたい危機管理術 ・自治体の議会事務局職員になったら読む本 平成28年度購入 ・自治六法 平成29年版 ・環境六法ⅠⅡ 平成29年版 ・児童福祉六法 平成29年版 ・社会福祉六法 平成29年版 ・六法全書 平成29年版 ・国会便覧(141版) 平成29年2月新版 ・月刊 地方自治職員研修 1月号 ・地方議員あいさつ例文集 ・全国市町村要覧(平成28年版) ・100条調査の実務 ・100条調査ハンドブック 地方議会の調査特別委員会は何ができるか 平成29年度購入 ・六法全書 平成30年版 ・自治六法 平成30年版 ・廃棄物・リサイクル六法 平成25年度版 ・児童福祉六法 平成30年版 ・社会福祉六法 平成30年版Ⅰ ・社会福祉六法 平成30年版Ⅱ ・国会便覧(142版) 平成29年8月新版 ・全国市町村要覧(平成29年版) ・逐条解説公職選挙法			

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文			取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
				(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要があるか	
			・自治体議員の政策づくり入門 ・政治倫理条例のすべて - 平成30年度購入 ・全国市町村要覧（平成30年版） ・地方議会のズレの構造 ・指定管理者制度のすべて【改訂版】制度 詳解と実務の手引き ・議会改革はどこまですすんだか 改革8 年の検証と展望 ・地域防災とまちづくり みんなをその気 にさせる災害図上訓練 ・「質問力」でつくる政策議会 ・式辞あいさつ公用実例集 ・国会便覧（145版）平成30年8月新版 ・横書きにおける漢数字と算用数字の書き 分け			
第17条	議会事務局 の調査・法 務機能の充 実	議会は、議員の立案能力等の向上 を図るとともに、議会活動を円滑か つ効率的に行うため、議会事務局の 調査及び法務機能の充実強化並びに 組織体制の整備に努めるものとす る。	○平成28年度、調査係に臨時職員1人を増 員し、全体の調査機能の向上を図る。	☐ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	○議会としての政策立案に向け て、さらに充実を図っていく必 要がある。
第18条	予算の確保	議会は、その機能を充実させると ともに、より円滑な議会運営を実現 するため、社会情勢を踏まえた上 で、必要な予算の確保に努めるもの とする。		☒ 1 適切に運用しており、 これまでどおり取り組む ☐ 2 適切に運用しているが、 さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、 改善が必要	☒ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☐ 3 改正が必要	

茨木市議会基本条例検証結果報告書

〔別紙1〕

条 文		取組実績 (平成25年1月～平成31年3月)	検証結果		課 題
			(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正 する必要はあるか	
第 8 章 最高規範性及び継続的な検討					
第19条	最高規範性	この条例は議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする。 2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。	○条例との整合性を図る（整合性が課題となるような改正等を行われていない。） ○議員の任期開始後の本条例に関する研修状況は次のとおり ・平成25年7月23日 議会基本条例制定までの経過、議会基本条例の内容について ・平成29年7月12日 議会基本条例制定までの経過、議会基本条例の内容について	■ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む □ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	■ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 □ 3 改正が必要
第20条	継続的な検討	議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。	○平成30年11月19日、議会基本条例検証会議を設置し、検討を開始。	□ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ■ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 □ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	□ 1 改正の必要はない □ 2 さらなる検討が必要 ■ 3 改正が必要

報告書作成に至る協議経過

茨木市議会は、茨木市議会基本条例を策定し、平成25年1月31日に施行した。本条例第20条には、「継続的な検討」を定め、「議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。」としている。

検証会議では、茨木市議会基本条例の条文に沿って、取組実績から各条文の目的を達成しているかどうかをできるだけ客観的に評価し、よりわかりやすく判定することに検証会議委員の意見が一致した。

よって、条例施行後の条文に沿った取組実績を整理するとともに、既に検証を進めている複数の議会の資料や情報を収集し参考にしながら、また有識者の意見も参考に、検証の方法を検討した。

検証に当たっては、条文に沿った取組実績（平成25年1月31日～平成31年3月31日）とともに、抽出した課題を参考に判定した。

なお、条文に沿った取組実績を整理する段階、課題を抽出する段階、判定する段階で、会派や会派に所属しない議員に説明し、意見を求め、検討した。

1. 検証会議、行政視察、有識者との意見交換の経緯

年 月 日	項 目	主たる内容	出 席 者
平成30年11月19日	検証会議 ※1 (第1回)	検証会議を発足。座長、副座長の互選、検証の進め方及びスケジュール等を協議。検証内容及び検証方法の意見を出し合い、まとめることとした。	会議委員 ※2
平成30年12月20日	検証会議 (第2回)	条例の検証内容及び検証方法を協議。まず条文に沿って何ができたかを整理する作業を始めること、事例も参考に、手法の意見を出し合うこととした。	会議委員
平成31年1月29日	検証会議 (第3回)	条文に沿って行った取組実績の整理作業を踏まえ、事例市も参考に検証手法を協議。整理作業を継続し内容を精査すること、参考事例市から滋賀県長浜市議会を視察すること、話を聞く有識者を検討することとした。	会議委員

年 月 日	項 目	主たる内容	出 席 者
平成31年 4 月24日	検証会議 (第 4 回)	条文に沿った取組実績を精査するとともに、滋賀県長浜市議会への行政視察について確認。視察後に、調査結果を踏まえ、検証の手法や進め方を検討することとした。	会議委員
令和元年 5 月10日	調査	滋賀県長浜市議会を行政視察。	会議委員 長浜市議会 説明者 ※ 3
令和元年 5 月29日	検証会議 (第 5 回)	滋賀県長浜市議会行政視察後の意見交換を行い、さらなる参考事例市への行政視察、外部有識者との意見交換、今後の方向性について協議。条文に沿った取組実績については、会派や会派に所属しない議員へ説明し確認を得ること、参考事例市の東京都板橋区議会に照会すること、立命館大学政策科学部に相談を持ち掛けることとした。	
令和元年 7 月 1 日	検証会議 (第 6 回)	条文に沿った取組実績について、各会派、会派に所属しない議員からの過不足分を検討、東京都板橋区議会に照会した検証の手法について確認、有識者へのコンタクトについて協議。条文に沿った取組実績を仮固定し、全議員に配布すること、条文に沿って課題を確認抽出すること、立命館大学政策科学部と座長、副座長が意見交換することとした。	会議委員
令和元年 7 月25日	意見交換	座長、副座長が、立命館大学政策科学部 佐藤教授、真淵教授と意見交換。両教授から検証会議委員とのブレインストーミングの提案あり。	会議座長・ 副座長 立命館大学 政策科学部 ※ 4

年 月 日	項 目	主たる内容	出 席 者
令和元年 7 月 30 日	検証会議 (第 7 回)	条文に沿った課題を出し合うとともに、立命館大学政策科学部 佐藤教授、真淵教授との意見交換の内容を報告し、提案を協議。提案を受け、ブレインストーミングを行うこととした。	会議委員
令和元年 8 月 20 日	検証会議 意見交換 (第 8 回)	立命館大学政策科学部 佐藤教授、真淵教授とのブレインストーミングを実施。条文に沿った取組実績について、整理方法、参考事例市の検証手法に関して、助言を得、整理作業を追加すること、座長、副座長が、東京都板橋区議会を視察することとした。	会議委員 立命館大学 政策科学部
令和元年 9 月 2 日	調査	座長、副座長が、東京都板橋区議会を視察。	会議座長・ 副座長 東京都板橋区 議会事務局
令和元年 10 月 3 日	検証会議 (第 9 回)	東京都板橋区議会への視察内容を報告し、今後の検証の手法は、東京都板橋区議会を参考に進めていくことを決定。検証書式に、出した課題、東京都板橋区議会の判定項目を追加し、会派や会派に所属しない議員へその後の経過等を説明し、課題の確認を得ること、立命館大学政策科学部へ進捗等を報告することとした。	会議委員
令和元年 10 月 17 日	意見交換	座長、副座長が、立命館大学政策科学部 佐藤教授、真淵教授と意見交換を継続。ブレインストーミング後の検証会議の作業進捗、条文に沿った取組実績の整理、東京都板橋区議会を視察した内容を報告。条文に沿った取組実績の整理については、さらに助言を得た。	会議座長・ 副座長 立命館大学 政策科学部

年 月 日	項 目	主たる内容	出 席 者
令和元年11月15日	検証会議 (第10回)	立命館大学政策科学部訪問の報告を行うとともに、条文に沿っての課題について、会派や会派に所属しない議員の意見も含めて協議。立命館大学政策科学部の助言を基に取組実績を整えること、課題については、今後の提案に類する意見は、今後の検討項目に分類すること、条文に沿った取組実績を基に、課題を参考にしながら、検証の判定を行うこと、判定がまとまった段階で検証結果報告書としてまとめ、報告後の方向性に関する提案も別途まとめて行く方向で進めることとした。	会議委員
令和元年12月20日	検証会議 (第11回)	前回検証会議後の作業状況を報告し、その作業資料に基づき、検証作業（課題の確認、検証判定、取組実績の確認、検証報告素案の検討）を行った。 今後は、議長、副議長に進捗状況を報告し、会派や会派に所属しない議員に説明し意見を求めるとともに、立命館大学政策科学部へも報告することとした。	会議委員
令和2年1月16日	意見交換	座長、副座長が、立命館大学政策科学部 佐藤教授、真淵教授に茨木市議会基本条例検証判定等の進捗状況、検証結果（案）、今後の方向性を報告し、意見を交換。検証結果（案）について助言を得た。	会議座長・ 副座長 立命館大学 政策科学部
令和2年1月20日	検証会議 (第12回)	前回検証会議後の作業状況を報告し、検証結果（案）に対する会派や会派に所属しない議員からの意見、立命館大学政策科学部の助言を基に、検証結果（案）の修正を協議した。	

年 月 日	項 目	主たる内容	出 席 者
		今後、修正した検証結果を会派や会派に所属しない議員、立命館大学政策科学部 佐藤教授、真淵教授に報告し、議長に提出することとした。	会議委員

※1 検証会議：茨木市議会基本条例検証会議

※2 会議委員：河本光宏（座長）、岩本 守（副座長）、畑中 剛、福丸孝之
青木順子、友次通憲

※3 長浜市議会説明者：西邑定幸副議長
議会運営委員会 轟 保幸委員長、中寫康雄副委員長

※4 立命館大学政策科学部：佐藤 満教授、真淵 勝教授

2. 議会基本条例検証事例参考市（区）及び資料

- ・ 栃木県栃木市
- ・ 埼玉県所沢市
- ・ 東京都板橋区
- ・ 東京都東村山市
- ・ 新潟県上越市
- ・ 愛知県岩倉市
- ・ 三重県亀山市
- ・ 滋賀県長浜市
- ・ 滋賀県米原市
- ・ 兵庫県西脇市
- ・ 鳥取県米子市
- ・ 広島県三次市
- ・ 福岡県大牟田市
- ・ 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会「議会改革度調査2016
議会基本条例の検証と改革」

3. 助言を得た有識者

立命館大学政策科学部

佐藤 満教授、真淵 勝教授

今後の措置について

茨木市議会基本条例検証会議では、検証に当たり、条文に沿った取組実績（平成25年1月31日～平成31年3月31日）を整理するとともに、課題を抽出して、判定を行ってきた。また、参考事例となる議会の取り組みを調査する中で得た情報も今後の参考となる。

よって、下記のとおり今後の措置が必要と考える。

記

1. 検証の結果、今後の検討が必要と考えられることについては、検討する仕組みを構築して取り組むこと。
2. 茨木市議会基本条例の「改正が必要」と判定した条文の見直しを検討すること。
3. 「適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要」、「課題」については、条文に沿って、より充実するように具体的にに取り組むこと。
4. 具体的な「取組実績」、「課題」から今後の目標設定、計画的実行へと展開し、検証が進むように取り組むこと。
5. 本検証の結果を公表すること。

茨木市議会基本条例の「改正が必要」と判定した条文への意見

茨木市議会基本条例検証会議での議会基本条例の検証において、条例の「改正が必要」と判定した条文についての意見を付す。

条 文	取組実績	検証結果		課 題	意 見
		(1) 条文の運用は適切か	(2) 条文の内容を改正する必要があるか		
(市民に対する説明責任) 第5条 議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。 2 前項の責任を果たすため、<u>議会報告会を開催するものとする。</u>	茨木市議会基本条例検証結果報告書 〔別紙1〕 参照	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☐ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☒ 3 改正が必要	○議会報告会のあり方について、さらに検討が必要である。	広く市民に対して説明を行うために、議会報告会に限らず、多様な場を設けるよう次のように改正すること。 2 前項の責任を果たすため、<u>市民との交流の場を設ける。</u>
(継続的な検討) 第20条 議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、<u>必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</u>	茨木市議会基本条例検証結果報告書 〔別紙1〕 参照	☐ 1 適切に運用しており、これまでどおり取り組む ☒ 2 適切に運用しているが、さらなる取り組みが必要 ☐ 3 適切に運用しておらず、改善が必要	☐ 1 改正の必要はない ☐ 2 さらなる検討が必要 ☒ 3 改正が必要	○条例検証頻度等の仕組みを検討する必要がある。	条例の規定についての検討を、一定の時期に行うよう次のように改正すること。 第20条 議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、<u>議員の任期中に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</u>